

法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究

— 『華嚴經探玄記』 篇（上）

舘 野 正 生

序

「縁起相由」とは、華嚴の縁起である法界縁起の様相を顕す術語であり、中国華嚴宗第三祖で華嚴思想の大成者とされる法蔵（六四三～七二二）によって使用され始めた、縁起している事事物物（諸現象）の関係性とその構造を、同体・異体の相即・相入という特徴から表現したものである。

この「縁起相由」について、鎌田茂雄氏は華嚴思想の基礎となるものであるとされているが、⁽¹⁾しかし重要な思想であるにも関わらず、法蔵が華嚴思想を明らかにした各著述で説かれる内容や位置付けなどは一定していない。例えば『華嚴經探玄記』では諸法が混融無礙なることの因縁として十類が挙げられる中の第一番目であり、『華嚴經旨帰』では、法相円融の所因（原因）を十種述べる中の第九番目として挙げられている。この二書に於ける

「縁起相由」の扱いには類似性があるが、これに対し『華嚴経明法品内立三宝章』（『三宝章』）の巻下に収められる「法界縁起章」では、法界縁起の要を四門挙げる中の第一番目とされ、また『華嚴五教章』では法界縁起を「喩えを以て略して示す」中で同内容の概念を述べているが、しかしここには「縁起相由」の語が使用されていない。さらに『華嚴经文義綱目』では同体・異体、相即・相入の構造すら表されていないのである。

このように、「縁起相由」は重要な思想であるにも関わらず、従来の研究では全ての著作で位置付けや内容に相異が見られるという点は問題にされずにきた。そこでこの差異が見られる理由と、法蔵に於ける終局的な「縁起相由」の内容を明らかにするため筆者はこれまでに、推定される撰述年代順に『華嚴经文義綱目』、『華嚴五教章』、『華嚴経旨帰』、『三宝章』、「法界縁起章」の内容を比較検討してきた。⁽²⁾そして本稿はその最後として、法蔵最晩年の思想が提示された『華嚴経探玄記』の内容を調査するものとなる。

一、『華嚴経探玄記』の成立時期と「縁起相由」の位置

① 『探玄記』の成立について

『華嚴経探玄記』の成立年代に関しては先学によってこれまで次のような推定が為されている。

まず小林實玄氏は永隆元年（六八〇）頃から著述が始められ、完成したのは新訳『華嚴経』訳了の聖歴二年（六九九）と推定されている（『華嚴法蔵の事伝について』四〇頁）。

次に鍵主良敬氏は『寄海東書』等を考究されたあとで、

以上のことを総合的に判断すれば、本書の撰述年代は法蔵四十歳頃より着手して長期間にわたって手を入れたものと考えられるのである。（『国訳一切経、和漢撰述部、経疏部十、華嚴経探玄記』「解題」五三二頁）

とされている。法蔵四〇歳とは文明元年（六八四）であり、この頃から長期間に亙るものと見られている。

次に吉津宜英氏は法蔵の著作相互の引用関係を調査され、撰述の開始は証聖元年（六九五）、成立したのは長安元年（七〇一）から神竜元年（七〇五）と推定されている（『華嚴一乘思想の研究』第二章「法蔵の伝記と著作」、第三節「法蔵の著作について」一四〇～一四四頁）。

次に木村清孝氏は次のようにされる。

法蔵の魏国西寺時代（六八七～六九〇）から執筆され始め、長寿二年正月（六九二年二月、法蔵五十一歳）までには大部分ができ上っていた。しかし、その後も加筆され、完成したのは証聖元年（六九五年、法蔵五十三歳）から聖歴二年（六九九年、法蔵五十七歳）の間である、と考えられる。

（『中国華嚴思想史』第五章「華嚴教学の大成」、一「法蔵の伝記と著作」一六一頁、註一四）

このように、『探玄記』は長期にわたり加筆されて成立したとされているが、筆者はさらに、この「加筆」には、内容を大きく修正した改訂も含まれていることを『三宝章』の存在によって指摘したい。

『三宝章』という著作の性格について木村清孝氏は次のように書かれている。

『探玄記』に「三宝章」や「十世章」が言及され、両書における十世の説明が内容的に近いこと、問題別で論述が必ずしも整っていないことなどから、総じて『探玄記』に若干先行して著されたノートのようなものを原型とすると考えられる。

（『人物 中国の仏教 法蔵』九二頁）

ここで「言及」とされる『探玄記』の原文を確認すると、

此中有三宝章如別説。

（大正三五・二二一下）

（此の中に三宝章有るは別に説けるが如し。）

余義如十世章弁。

（同・四二三下）

（余の義は十世章に弁するが如し。）

とあり、ここでは『探玄記』が『三宝章』に含まれる二章に解釈を譲っている。一方、『探玄記』の「縁起相由」は『三宝章』の「法界縁起章」に説明を譲らず、内容の書き換えが行われている。このことに關して、筆者はかつて『三宝章』の「法界縁起章」は『探玄記』の「縁起相由」を改訂するための前段階として書かれたものであると推定した（「法蔵撰「法界縁起章」の研究」）。以上を考え併せるならば、『三宝章』とは、『探玄記』中の一部分を改訂するために書かれた小文を中心にして纏められたものであり、ゆえにその存在こそが、『探玄記』に大きな改訂が重ねられていたことの証左となるのである。

このように『探玄記』は長期に亙って加筆され、さらには大きな改訂も施されつつ現在見られるような形になったということがわかるが、さらに筆者は次の点からその改訂や成立を最晩年にまで下ろしたいと思う。それは、法蔵が著した八十卷『華嚴経』に対する註釈書であり現存しない『新華嚴経略疏』の著作性と対比して考察する方法によるものである。

『探玄記』は六十卷『華嚴経』に対する註釈書であるが、法蔵は聖歴二年（六九九）に訳出が完了した八十卷『華嚴経』に対する註釈を『新華嚴経略疏』の題名の下に執筆していた。ところがこの著作は浄法寺の慧苑の記述に拠れば、「世主妙嚴品」（卷一）から「十行品」（卷一九・二〇）の第六善現行まで、さらに「十定品」（卷四〇～四三）の九定についてのみ作成し、懸談げんだんと「十行品」から「十定品」の間、「十定品」の十定以降は作成されなかった（『続華嚴経略疏刊定記』卷一、続蔵一―五―一・一右上）とされるように、未完に終わった著作、いわば絶筆である。坂本幸男氏が指摘されるように、法蔵は六十卷『華嚴経』には無い箇所箇所の註釈を急ぐため、途中を抜かして執筆したのであろう（『華嚴教学の研究』一九頁）。つまり、六十卷『華嚴経』に重なる部分の註釈や懸談は、『探玄記』に解釈を譲ることができるので、これを略すことができたということが考えられ、それゆえ題目に『新華嚴経略疏』と「略」の字が使用されているのであろう。最晩年に執筆していた著作の、特に重要な懸談（経文の註釈である本論に入るに先立って、序論として一書全体の要点・綱要を論ずる箇所）を譲ることができるということは、『探玄記』に明かされている思想が晩年から最晩年の立場を表明しているものであるからに他ならないはずである。

以上のように、『探玄記』は長期に亙って作成され、さらに一旦、書き上げた後も最晩年まで改訂が為されたと推測できる。ゆえに『探玄記』には法蔵の思想的立場の様々な段階が含まれているといえるので、その記述を

検討する際には思想展開から捉えた慎重な対応が必要である。また、重要な箇所については最晩年まで手が入れられたと考えられることから、『探玄記』を法蔵の最終的な思想が表明されている著述とみなすことができるのである。

② 『探玄記』の構成について

『探玄記』は全体が次の十門に分けられている。

- 一、教起の所由
- 二、蔵部に約して所撰を明かす
- 三、立教の差別
- 四、教所被の機
- 五、能詮の教体
- 六、所詮の宗趣
- 七、経の題目を釈す
- 八、部類伝訳を明かす
- 九、文義の分齊を弁ず
- 十、文に随いて解釈す

右の第一門から第九門までが懸談に相当し、第十の「文に随いて解釈す」で経文に即して解釈がなされてゆくという構成になっている。このうち第九「義理の分齊を顕す」で「十玄」、「十義」、「十由」が説かれ、その「十由」にて「縁起相由」の思想が明らかにされている。

なおこの『探玄記』の「縁起相由」では、それ以前の著作である「法界縁起章」よりもさらに同体・異体、相即・相入の語が使用されることが少なくなっているが、本稿では便宜的にこの名称を使用していくことにする。

二、『探玄記』の十由

十由の一段はまず次のような問答から始められている。

問、有何因縁令此諸法得有如是混融無礙。

答、因縁無量難可具陳、略提十類积此無礙。一縁起相由故。二法性融通故。三各唯心現故。四如幻不実故。五大小無定故。六無限因生故。七果徳円極故。八勝通自在故。九三昧大用故。十難思解脱故。

(大正三五・一二四上)

(問う、何らの因縁有りて此の諸法をして是くの如き混融無礙なること有るを得せしむるや。

答う、因縁無量にして具さに陳ぶべきこと難きも、略して十類を提げて此の無礙を积せん。一には縁起相由の故。二には法性融通の故。三には各唯心現の故。四には如幻不実の故。五には大小無定の故。六には無限因生の故。七には果徳円極の故。八には勝通自在の故。九には三昧大用の故。十には難思解脱の故なり。)

ここでは、諸法を混融無礙させている因縁を問い、これに答えて「十類を提^かげて無礙を積す」として十の類別が列名される。この十類は『華嚴經旨歸』の「釈經意」第八で新設された法相円融の原因を十に分けて説く一段を承け継いだものである。ただし次の如く列名の順序と名目が若干、異なっている。

〈図一〉『華嚴經旨歸』と『探玄記』に於ける十由の名目の相異

『華嚴經旨歸』	『探玄記』
一、諸法無定相故	一、縁起相由故
二、唯心現故	二、法性融通故
三、如幻事故	三、各唯心現故
四、如夢現故	四、如幻不実故
五、勝通力故	五、大小無定故
六、深定用故	六、無限因生故
七、解脱力故	七、果徳円極故
八、因無限故	八、勝通自在故
九、縁起相由故	九、三昧大用故
十、法性融通故	十、難思解脱故

名目については、同一とまではいえないものの、ほぼ同様のものが列せられているが、項目の増減については、『旨帰』の考察の折りにも触れたように「仏の力」が示されないなど奇異に感じられた「如夢現故」が除かれ、『探玄記』では新たに七「果徳円極故」が立てられていることに注意が必要である。また順列は大きく異なっており、殊に『旨帰』で改訂された折りに大きな位置を占めた「法性融通」が第十から第二へ移され、また「縁起相由」は第九から第一へと動かされている。

以下、『探玄記』の「縁起相由」の思想を、直前の「法界縁起章」を中心として、また必要によってはそれ以前の内容と対比して詳しく調査していきたい。

三、「一、縁起相由故」の内容調査

『探玄記』では、列名に続いてすぐ「縁起相由故」⁽⁵⁾の釈に入る。

初縁起相由故者、謂大法界中縁起法海義門無量、約就円宗略挙十門、以釈前義。謂諸縁起法要具此十義方縁起故欠即不成。
(同・一二四上)

(初めに縁起相由の故にとは、大法界の中の縁起法海は義門無量なるも、円宗に約就して略して十門を挙げ、以て前の義を釈せんとするを謂うものなり。謂く諸、の縁起の法は要ず此の十義を具して方に縁起するが故に欠せば即ち成ぜざるなり。)

このように『探玄記』の縁起相由はその全体が十門に分類される。

『探玄記』に至るまでの法蔵は縁起相由の思想に対し、「法界縁起章」では三門に分類すると明示されていながら、内容からは九門の分類であり、また『旨帰』では分類が明示されず、内容から五門であったことから、ここで初めて十門が明示されて分類・整備されたことがわかる。続いて十門の一々について考察を加えていきたい。

① 諸縁各異義

まず第一の「諸縁各異義」は異体門の解釈である。

一諸縁各異義、謂大縁起中諸縁相望、要須体用各別、不相和雜方成縁起。若不爾者、諸縁雜亂失本縁法縁起不成。此即諸縁各各守自一也。 (同・一二四上)

（一に諸縁各異の義とは、大縁起の中には諸縁相い望むに、要す須く体用各、別なるも、相い和雜せずして方に縁起を成ずるを謂うものなり。若し爾らざれば、諸縁雜亂して本の縁法を失いて縁起成ぜざるなり。此れ即ち諸縁各各、自に一を守るものなり。）

傍線部の記述は次に引用する「法界縁起章」の第一「縁起互異門」を承けたものであることが明瞭である。

初縁起互異門者、謂於無尽大縁起中、諸縁相望、体用各別、不相參雜故云異也。 (大正四五・六二〇上)

（初めに縁起互異門とは、謂く無尽大縁起中に於ては、諸縁相い望むに、体用各、別なるも、相い參雜せざ

るが故に異と云うなり。)

両者の相違点としては、「法界縁起章」では組織の標示の折りにこの段を「異体」と名称を定めていたのに対し、『探玄記』では「各異」と見えるのみで、「異体」の名が全く用いられていないことが挙げられる。

② 互遍相資義

第二の「互遍相資義」は、同体門を語る部分である。

二互遍相資義、謂此諸縁要互相遍応方成縁起。且如一縁遍応多縁、各与彼多全為一。故此一即具多箇一也。若此一縁不具多一、即資応不遍不成縁起。此即一一各具一切一也。

(大正三五・一二四上)

(二に互遍相資義とは、此の諸縁は要す互いに相い遍く応じて方に縁起を成ずるを謂うものなり。且く一縁の遍く多縁に応ずるが如くなれば、各、は彼の多の与めに全て一と為る。故に此の一は即ち多箇を具うるの「なり」。若し此の一縁に多一を具せざれば、即ち資け応ずるに遍ねからずして縁起を成ぜず。此れ即ち一一は各、一切を具するの一なればなり。)

「法界縁起章」では次の「諸縁互応門」の説示が該当する。

二諸縁互応門者、謂衆縁之中、以於一縁応多縁、故各与彼多全為其一。是故此一具多箇一。然此多一雖由本

一、応多縁故有此多一、然与本一体無差別、是故名為同体門也。

（大正四五・六二〇中）

（二に諸縁互応門とは、謂く衆縁の中、「縁に於いて多縁に應ずるを以ての故に、各、は彼の多の与めに全て其れ一と為る。是の故に此の一は多箇を具うるの一なり。然して此の多の一は本の一に由ると雖も、多縁に應ずるが故に此の多の一有りて、然して本の一と体無差別なりて、是の故に名づけて同体門と為すなり。）

先の異体門の説示ほど一致していないが、例えば傍線部分にほぼ同文がみえるように、両者は類似した内容となっている。両者の差異の方面を見るならば、『探玄記』は「法界縁起章」に「相い遍く應ずる」と「資^{たす}け應ずる」の特質を導入したものと見え、また『探玄記』は「法界縁起章」の「本一」、「多一」の語を用いていないことが挙げられる。

③ 俱存無礙義

第三の「俱存無礙義」は、同体・異体の双融を述べるものである（以下の原文を適宜、前・後半に分ける）。

〈前半〉

三俱存無礙義、謂凡是一縁要具前二方成縁起。以要住自一方能遍応、遍応多縁方是一故。是故唯一多一自在無礙。

〈後半〉

由此鎔融有六句。或挙体全住是唯一也。或挙体遍応是多一。或俱存。或双泯。或総合。或全離。皆思之可見。

此上三門総明縁起本法竟。

(大正三五・一二四上〜中)

〈前半〉

(三に俱存無礙の義とは、凡そ是の一縁には要す前の二を具して方に縁起を成ずるを謂うものなり。要す自の一に住して方に能く遍く応じ、遍く多縁に應ずるも方に是れ一なるを以ての故なり。是の故に唯だ一と多一と自在無礙なり。)

〈後半〉

此の鎔融に由るに六句有り。或は拳体全住なりて是れ唯一なり。或は拳体遍応なりて是れ多一なり。或は俱存。或は双泯。或は総合。或は全離。皆、之を思つて見るべし。

此の上の三門にて総じて縁起本法を明かし竟れり。

先の一「諸縁各異義」(異体)と二「互遍相資義」(同体)のそれぞれの特徴である「自一」と「遍応」を用い、また「諸縁各異義」を「唯一」、「互遍相資義」を「多一」に当てて両義の自在無礙を述べている。

この段は、一縁に「諸縁各異義」と「互遍相資義」とを要す具えて縁起が成立するという同体・異体の無礙が述べられる内容であるが、全く同体・異体の語が使用されていないことが目を惹く。

これに対応する「法界縁起章」の第三段は、以下のようなものである。

〈前半〉

三応異無礙双辨同体異体門者、以此二門同一縁起不相離。故若無異体、則諸縁雜乱非縁起。故若無同体、縁

不相資亦非縁起。故要由不雜方有相資。是故若非同体無異体故、若非異体無同体故。

〈後半〉

是故通辨亦有四句。一或挙体全異、具入即俱。二或全体是同、亦具入即俱。以法融通各全撰故。三或俱。以同異無礙双現前故。四或俱非。以相奪俱尽故双非也。

余入即等准思知之。

（大正四五・六二〇下）

〈前半〉

（三に応異無礙双辨同体異体門とは、此の二門は同一縁起なるを以て相い離れず。故に若し異体無くば、則ち諸縁雜亂して縁起に非ざるなり。故に若し同体無くば、縁、相い資けずして亦た縁起に非ず。故に要ず雜せざるに由りて方に相い資くること有り。是の故は若し同体非ざれば異体も無きが故、若し異体非ざれば同体も無きが故なり。

〈後半〉

是の故に通じて辨ずるに亦た四句有り。一に或は挙体全異なりて、入即俱に具う。二に或は全体是れ同なりて、亦た入即俱に具う。法融通して各、全撰するを以ての故なり。三に或は俱。同異無礙にして双つながら現前するを以ての故なり。四に或は俱に非。相い奪して俱に尽くるを以ての故に双つながら非なり。

余の入即等は准りて思いて之を知るべし。）

「ここでは異体が無い場合と、同体が無い場合を述べ、「不雜」と「相資」の特徴によってその無礙が示され、「同体非ざれば異体も無く、異体非ざれば同体も無い」ことが述べられている。『探玄記』ではこれらの文章は用

いられず、より簡潔に各門の特徴によって示す形に改められていることがわかる。

後半に当たる部分では、「法界縁起章」では四句に分別されているのに対して、『探玄記』では「総合」と「全離」を加えた六句の分別に広げられている点に特徴が見られる。これを対比すると次図のようになる。

〈図二〉「法界縁起章」応異無礙双辨同体異体門の四句と『探玄記』俱存無礙義の六句との対比

「法界縁起章」

『探玄記』

- | | |
|------------|-------------|
| 一、拳体全異 | 一、拳体全住（≡唯一） |
| 二、拳体全同 | 二、拳体全遍（≡多一） |
| 三、俱（同異無礙） | 三、俱存 |
| 四、俱非（相奪俱尽） | 四、双泯 |
| | 五、総合 |
| | 六、全離 |

「法界縁起章」では異体門、同体門それぞれの「体用双融」の項で六句の分類が用いられていたが、本項の同体・異体の双辨に該当する部分だけが四句になっていたのを『探玄記』では三項全て六句に揃えるという改定が行われている。なおこの六句には重要な問題が含まれていることについては、後に改めて触れたい。

『探玄記』は以上の三門をまとめて、この三門が縁起の本法を明かすものであると定めている。

此上三門総明縁起本法竟。

（大正三五・一二四中）

（此の上の三門にて総じて縁起の本法を明し竟れり。）

先にも触れたように、この三門は同体と異体の両門の無礙に相当するものであることから、『探玄記』では「法界縁起章」での構成を、まず「縁起の本法」として同体、異体、同異無礙の三から示すことに改めたことになる。また「法界縁起章」では同体、異体の語とそれに対する新しい呼び名とが併用されていたのに対し、ここでは新しい名称だけを使うという修正もなされている。

④ 異門相入義

次に第四の「異門相入義」は、次のように説明されている。

〈前半〉

四異門相入義、謂諸縁力用、互相依持互形奪。故各有全力無全力義縁起方成。如論云「因不生縁生故。縁不生自因生故」若各唯有力無無力即有多果過。一一各生故。若各唯無力無有力即有無果過^②。以同非縁俱不生故。是故縁起要互相依具力無力。如欠一縁一切不成、余亦如是。

是故一能持多、一是有力能撰多。多依於一、多是無力潛入一。由一有力必不得与多有力俱、是故無有一而不撰多也。由多無力必不得与一無力俱、是故無有多而不入一也。如一持多依既爾、多持一依亦然、反上思之。是即亦無多不撰一、一無不入多者也。

〈後半〉

如一望多有依有持、全力無力、常全多在己中、^③潜己在多中、同時無礙、多望於一、当知亦爾。俱存双泯二句無礙、思准之。
(大正三五・一二四中)

①「無全」は甲本では「全無」②「有」は甲本に無し③潜十入(統蔵)

〈前半〉

(四に異門相入の義とは、諸縁の力用、互いに相い依持して互いに形奪するを謂うものなり。故に各、全力と無全力の義有りて縁起方に成ず。『論』に云えるが如し「因より生ぜず縁より生ずるが故なり。縁より生ぜず因より生ずるが故なり」と。若し各、唯だ有力のみにして無力無くば即ち多果の過有り。一一各、に生ずるが故なり。若し各、唯だ無力のみにして有力無くば即ち無果の過有り。同じく縁となるに非ずして俱に生ぜざるを以ての故なり。是の故に縁起は要ず互いに相い依りて力無力を具するものなり。一縁を欠かば一切は成ぜざるが如く、余も亦た是くの如きなり。

是の故に一、能く多を持するとき、一は是れ有力なりて能く多を撰す。多、一に依るとき、多は是れ無力なりて一に潜入す。一、有力なれば必ず多の有力と俱なるを得ざるに由りて、是の故に一にして多を撰せざる有ること無きなり。多無力なれば必ず一の無力と俱なるを得ざるに由りて、是の故に多にして一に入らざること有ること無きなり。一持して多依ること既に爾るが如く、多持し一依ることも亦た然ること、上に反じて之を思うべし。是れ即ち亦た多にして一を撰せざること無く、一にして多に入らざること無き者なり。

〈後半〉

(一より多を望むに有依と有持、全力と無力なりて、常に全多、己中に在りて、己を潜めて多中に在らば、

同時にして無礙なるが如く、多より一を望むことも、当に亦た爾きことを知るべし。俱存と双泯の二句も無礙なること、之に准りて思ふべし。）

「法界縁起章」の該當箇所は以下の如くである。

〈前半〉

依持義者、一能持多、一有力、是故能撰多。多依一故、多無力、是故潛入一。此即無有不容多之一、以無不能持故。無有不入一之多、以無不能依一。如多依一持既爾、一依多持亦然。是故亦無不撰一之多、亦無不入多之一。

〈後半〉

是故由一望多、有持有依、全力無力故、能撰能入、無有障礙。
多望於一、有依有持、無力全力故、能入能撰、亦無有障礙。俱存双泯二句無礙、亦准思之。
相入義竟。

（大正四五・六二〇上）

〈前半〉

（依持の義とは、一能く多を持するとき、一は有力なりて、是の故に能く多を撰す。多、一に依るが故に、多は無力なりて、是の故に一に潛入す。此れ即ち多を容れざるの一、有ること無きは、能く持せざることを以ての故なり。一に入らざるの多、有ること無きは、能く一に依らざることを以てなり。多の一に依りて持すること既に爾きが如く、一の多に依りて持することも亦た然り。是の故に亦た一を撰せざるの多

も無く、亦た多に入らざるの一も無し。

〈後半〉

是の故に一より多を望むに由らば、有持と有依、全力と無力なるが故に、能摂と能入なりて、障礙有ること無し。

多より一を望まば、有依と有持、無力と全力となるが故に、能入と能摂なりて、亦た障礙有ること無し。俱存と双泯の二句も無礙なること、亦た准りて之を思ふべし。

相入の義竟れり。

まず前半部分で目に付くのは、『探玄記』の最初の一文中に記される「形奪」の語で、これは「法界縁起章」では相即の項目名としてのみ「互相形奪体無体の義」（大正四五・六二〇上）と用いられていて解釈中には使用されていなかった語である。これは、相即の特徴を顕すものとして示された語と捉えられるが、その語が『探玄記』では相入の解釈中に用いられている。形は「あらわす」、奪は「なくす、うしなう」の意味の相對語として使われているが、『探玄記』の釈中で「形奪」の語が用いられるのはここ一回のみであって、他では「摂入」、「依持」の対応によって解釈が施されている。

『探玄記』に見られる新たな点としては、『十地経論』卷八（大正二六・一七〇中）を論証に掲げている点、「唯だ、有力のみならば多果の過」、「唯だ、無力のみならば無果の過」と釈している点である。他方、「法界縁起章」の記述を承継している点は、傍線部の文章をほぼ同文のまま引いている点が挙げられる。

次に後半部分はおおよそ「法界縁起章」を承けたものである。異なっている点は、「法界縁起章」では一と多

の関係が用いられていたのみであったのに対して、『探玄記』ではこれに加えて己と多の関係も取り入れていることである。これは「法界縁起章」の異体相即の項で為された己と他の関係の、他を多に改めてここに取り入れ、相即と相入に於ける解釈の語句に統一性を持たせ、整備するために為されたものと考えられる。

⑤ 異体相即義

第五の「異体相即義」では、初めて項名に「異体」の語が用いられている。

〈前半〉

五異体相即義、謂諸縁相望、全体形・奪有有体・無体義縁起方成。以若欠一縁余不成起、起不成故縁起即壞、得此一縁令一切成起、所起成故縁義方立。是故一縁是能起、多縁及果俱是所起。是即多為一成多是無体。一能作多一是有体。由一有体必不得与多有体俱、多^①無体必不得与一無体俱。是故無有不多之一、無有不一之多。一多既爾、多一亦然、反上思之。

〈後半〉

如一望多有有体・無体故、能撰他同己、廢己同他、同時無礙、多望於一当知亦爾准前思之。俱存双泯二句無礙、亦思之可見。

（大正三五・一二四中）

① 多 || 由多（続蔵）

〈前半〉

（五に異体相即の義とは、諸縁相い望むに、全体形・奪なりて有体・無体の義有りて縁起方に成ずるを謂う

ものなり。若し一縁を欠かば余は起を成ぜずして、起成ぜざるが故に縁起即ち壞すを以て、此の一縁を得れば一切をして起を成ぜしめ、所起成ずるが故に縁の義方に立す。是の故に一縁は是れ能起にして、多縁及び果は俱に是れ所起なり。是れ即ち多は一の爲めの成なれば多は是れ無体。一は能く多を作さば一は是れ有体なり。一の有体なるに由らば必ず多と有体と俱なるを得ず、多無体なれば必ず一と無体と俱なるを得ざるなり。是の故に多にあらざるの一有ること無く、一にあらざるの多有ること無し。一多既に爾く、多一も亦た然ること、上に反じて之を思ふべし。

〈後半〉

一より多を望むに有体・無体有るが故に、能く他を撰して己れに同じ、己を廢して他に同じ、同時にして無礙なるが如く、多より一を望むことも当に亦た爾く前に准じて之を思ふこと知るべし。俱存と双泯の二句の無礙なること、亦た之を思ひて見るべし。

「法界縁起章」では、第二「諸縁相奪体無体」に該当する。

〈前半〉

二諸縁相奪体無体者、多縁無性為一所成、是故多即一。由一有体能撰多、由多無性潜同一。故無不多之一、亦無不一之多。
 一無性為多所成、多有一空即多亦爾。

〈後半〉

是故一望於多、有有体・無体故、能撰他同己、廢己同他無有障礙。

多望於一、有無体・有体、亦能廢己同他、撰他同己亦無障礙。

亦同他己、亦同己他、非同他己、非同己他。二句無礙円融自在、思之可見。

相即義竟。

（大正四五・六二〇上）

〈前半〉

（二に諸縁相奪体無体とは、多縁無性なれば一を所成と為し、是の故に多即一なり。一の有体なるに由らば多を能く撰し、多は無性なるに由りて潜みて一に同ず。故に多にあらざるの一無く、亦た一にあらざるの多も無し。

一無性なれば多を所成と為し、多は有、一は空にして多に即すこと亦た爾し。

〈後半〉

是の故に一より多を望むに、有体・無体有るが故に、能く他を撰して己れに同じ、己を廢して他に同じて障礙有ること無し。

多より一を望むに、無体・有体有り、亦た能く己を廢して他に同じ、他を撰して己に同じて亦た障礙無し。

亦た他に己を同ずると、亦た己れに他を同ず、他に己を同ずるに非ざると、己れに他を同ずるに非ざるので。

二句の無礙円融自在なること、之を思いて見るべし。

相即の義竟れり。）

『探玄記』と「法界縁起章」とでは説き方は似ているものの、用語が改められている。『探玄記』では一縁が能起、多縁は所起であり、一縁によって一切の起を成立させるといふ、有体・無体を能起・所起の関係で捉える解が導入されている。対して「法界縁起章」の「無性―所成」、「空―有」の相対による積は全て用いられていない。遡っていうならば『五教章』での「有―無」、「空―有」、そしてそれを承けた「法界縁起章」での「有(体)―無性」の相対による関係を離れているところに、この『探玄記』の大きな特徴が顕れていると考えられる。これについてはまとめて後述することにする。

⑥ 体用双融義

次に第六の「体用双融義」について検討する。

六体用双融義、謂諸縁起法要力用交渉全体融合方成縁起。是故円通亦有六句。一以体無不用故拳体全用。即唯有相入無相即義。

二以用無不体故、即唯有相即無相入也

三帰体之用不礙用、全用之体不失体。是即無礙双存、亦入亦即自在俱現。

四全用之体体泯、全体之用用亡。非即非入円融一味。

五合前四句同一縁起無礙俱存。

六泯前五句絶待離言、冥同性海。

此上三門、於初異体門、顕義理竟。

(大正三五・一二四中下)

（六に体用双融の義とは、諸、の縁起の法は要ず力用交渉し全体融合して方に縁起を成ずるを謂うものなり。是の故に円通にして亦た六句有り。一には体にして用にあらざること無きを以ての故に挙体全用なるものなり。即ち唯だ相入のみ有りて相即の義、無し。

二には用にして体にあらざること無きを以ての故に、即ち唯だ相即のみ有りて相入無しなり

三には帰体の用は用を礙げず、全用の体は体を失わざるものなり。是れ即ち礙ぐる事無く双つながら存し、亦た入亦た即にして自在に俱現す。

四には全用の体は体泯じ、全体の用は用亡するものなり。非即非入にして円融一味なり。

五には前の四句を合する同一縁起なるものにして無礙俱存なり。

六には前の五句を泯じて絶待離言なりて、性海に冥同す。

此の上の三門は、初の異体門に於いて、義理を顕すこと竟れり。）

これは「法界縁起章」では第三「体用双融有無門」に該当し、次のように『探玄記』とほぼ同文である。

三体用双融有無門者、有六句。一以体無不用故、挙体全用。即唯用而無体。但有相入無相即故。

二以用無不体故、全用帰体。唯体而無用。但有相即無相入也。

三帰体之用、不礙其用、全用之体、不失其体。是故体用不礙双存、即亦入亦即無有障礙鎔融自在。

四全用之体体泯、全体之用用亡。是則体用交徹形奪兩非。即入同源円融一味。

五合前四句、同一縁起、無礙俱存。

六浪前五句、絶待離言、応可去情如理思撰。

(大正四五・六一〇上(中))

(三)に体用双融有無門とは、六句有り。一には体にして用にあらざること無きを以ての故に、拳体全用なるものなり。即ち唯だ用のみにして無体なり。但だ相入のみ有りて相即無きが故なり。

二には用にして体にあらざること無きを以ての故に、全用帰体なるものなり。唯だ体のみにして用無きなり。但だ相即のみ有りて相入無きなり。

三には帰体の用、其の用を礙げず、全用の体、其の体を失わざるものなり。是の故に体用礙げずして双つながら存し、即ち亦た入亦た即にして障礙有ること無く鎔融自在なり。

四には全用の体は体泯じ、全体の用は用亡するものなり。是れ則ち体用交徹し形奪して両つながら非なり。即入同源にして円融一味なり。

五には前の四句を合する、同一縁起なるものにして、無礙俱存なり。

六には前の五句を泯じて、絶待離言なるものにして、応に情を去りて理の如く思うべきの撰なり。

相違点は、「法界縁起章」では直ちに六句の分類から説き始められているのに対し、『探玄記』では六句が述べられる前に、

諸、の縁起の法は要ず力用交渉し全体融合して方に縁起を成ずるを謂うものなり。是の故に円通にして……

という一文が入っている点。さらに、傍線部の第六句について、「法界縁起章」では「応可去情如理思撰」と述

べられている点が挙げられる。この文句は『五教章』で同体・異体の相即・相入が明かされる「以喩略示」を総括する最後に置かれた一文、

応可去情如理思之。（鎌田本二六六頁／大正四五・五〇三中）

（応に情を去りて理の如く之を思うべし。）

を承けたものであろうことは先行する拙稿「法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究——「法界縁起章」篇」で考察したが、この記述が『探玄記』では「冥同性海」に改められている。ここに思想形成上の大きな特徴が見られ重要な点と考えられることから、これについては後に考察を加えたい。

『探玄記』では最後に、以上三門が異体門の義理を顕したものであることを示す一文が付されているが、縁起相由の段において「異体」の語が使われたのはこのこと、表題での「異体相即」の二回だけである。

⑦ 同体相入義

続いて第七の「同体相入義」を考察する。

七同体相入義、謂前一縁所具多一与彼一縁体無別故名為同体、又由此一縁応多縁故有此多一。所応多縁既相即・相入、令此多一亦有即入也。

先明相入、謂一縁有力能持多一、多一無力依彼一縁。是故一能攝多多便入一。一入多攝反上応知。余義余句

准前思之。

(大正三五・一二四下)

(七に同体相入の義とは、謂く前の一縁に具うる所の多の一と彼の一縁との体は無別なるが故に名づけて同体と為し、又た此の一縁の多縁に應ずるに由るが故に此の多一有り。應ずる所の多縁は既に相即・相入し、此の多一をして亦た即入すること有らしむるなり。

先に相入を明かさば、謂く一縁有力にして能く多一を持さば、多一無力にして彼の一縁に依れり。是の故に一能く多を撰さば多便ち一に入る。一の入と多の撰するとは上に反じて應に知るべし。余の義余の句は前に准じて之を思ふべし。)

二段になっているうちの前段は判読し難いことから現代語訳を試みるならば、以下のようになるう。

七に同体相入の意味内容は、前に述べた一縁に内具する多の一と、その一縁との体が別ではないことによつて同体と名付けられ、またこの一縁が(外に向かつて見たならば)多縁に應ずるということに由る故にこの多の一は存在することになる。その應じている多縁は既に相即・相入しており、(それゆえ)この多の一をも相即・相入させることになるのである。

このように先の第四「異門相入義」の釈での構成・内容とは異り、まず一縁即多縁という同体の解釈が示され、次に一縁が多縁に應ずるという同体と異体との重層的関係も示し、さらにその多縁中の関係上に於いて相即・相入しているゆえに多の一も相即・相入させる、という釈が続くというように、ここでは同体相入の釈中に同体、

同体・異体の関係、相即・相入の義が述べられているのである。これは単にここに至って初めて標題に「同体」の語が使われたことから、まずそれを釈し、その相即・相入を解して最初に掲げた、という理由も考えられようが、異体門のときにはそのような形式が取られていなかったことや、次に見る如く「法界縁起章」の記述との類似から、これは「法界縁起章」に倣って誤ってここに入れてしまった解釈の文章ではなからうかと推測する。

「法界縁起章」の全体の構成は、内容から九門であることが受け取れ、その順列は左図の如く、異体を釈したあと、異体の相入、相即、双融の順で解釈されていくものであったが、『探玄記』ではこれが改められて、同体、異体、同体異体無礙の三を縁起の本法として、最初に解釈するという構成になっている。

〈図三〉「法界縁起章」と『探玄記』での解釈の順列の差異

「法界縁起章」	『探玄記』
一、異体	一、異体
二、異体相入	二、同体
三、異体相即	三、同体異体無礙
四、双融	四、異体相入
五、同体	五、異体相即
六、同体相入	六、双融
七、同体相即	七、同体相入

八、双融
九、同体異体無礙

八、同体相即
九、双融
十、同異円備

「法界縁起章」に於ける同体の解釈部分は以下の如くである。

二諸縁互応門者、謂衆縁之中、以於一縁応多縁、故各与彼多全為其一。是故此一具多箇一。然此多一雖由本一、応多縁故有此多一、然与本一体無差別、是故名為同体門也。
（大正四五・六二〇中）
（二に諸縁互応門とは、謂く衆縁の中、一縁に於いて多縁に應ずるを以て、故に各、は彼の多の与めに全て其れ一と為る。是の故に此の一は多箇を具うるの一なり。然して此の多の一は本の一に由ると雖も、多縁に應ずるが故に此の多の一有りて、然して本の一と体無差別なりて、是の故に名づけて同体門と為すなり。）

「法界縁起章」ではこの引用に続いて同体相入が積されてゆく。一方、『探玄記』の本段（同体相入）に記される同体の積は、「法界縁起章」の同体の積を簡潔にまとめたものと捉えられる。

七同体相入義、謂前一縁所具多一与彼一縁体無別故名為同体、……
（七に同体相入の義とは、謂く前の一縁に具うる所の多の一と彼の一縁との体は無別なるが故に名づけて同体と為し、……）

「法界縁起章」での、「一縁の一は多箇を具える一（多の一）であり、多一は本一と体無差別である」という解釈を、『探玄記』では一縁と多縁との体無別という文にまとめていると受け取れる。

以上の記述からも「法界縁起章」を改訂して『探玄記』に取り入れる際に、本来ならば同体の釈を外すべきところを、誤って「法界縁起章」の文面をそのまま改訂して載せてしまったのではないかと推測される。このことは、『探玄記』では右の部分に次いで「先に相入を明かさば」という一文が続いていることによっても裏付けられよう。またこのことは逆に、法蔵が「法界縁起章」を下書きとしてそれを改訂しつつ『探玄記』の本段を執筆したということも裏付けることにもなるが、この点に関しては後にさらに検討したい。

『探玄記』の本文に戻ると、続いて右に触れたように「先に相入を明かさば」と、同体相入の義が、「一縁と多縁との「有力ー無力」が「依ー持」の関係によって撰入することが述べられている。

しかしながら、「法界縁起章」での同体相入は、次のように本一と多一との「有力ー無力」が、「依ー持」の関係によって容入すると語られている。

依持容入者、謂此本一有力、能持彼多箇一。故本一中容彼多一。多一無力依本一故。是故多一入本一中。是即無不容多一之本一、亦無不入本一之多一。

如本一有力為持、多一無力為依、容入既爾、多一有力為持、本一無力為依、容入亦爾。是即無不容本一之多一、無不入多一之本一。

（大正四五・六二〇中）

（依持容入とは、謂く此の本の一有力なれば、能く彼の多箇の一を持す。故に本の一の中に彼の多の一を容る。多の一無力なれば本の一に依れるが故なり。是の故に多の一は本の一の中に入る。是れ即ち多の一に容

れざるの本の一無く、亦た本の一を入れざるの多の一も無し。

本の一有力なれば持と為し、多の一無力なれば依と為りて、容入すること既に爾きが如く、多の一有力なれば持と為り、本の一無力なれば依と為りて、容入すること亦た爾し。是れ即ち本の一を容れざるの多の一無く、多の一を入れざるの本の一も無きなり。

『探玄記』の記述は「法界縁起章」の「本一と多一」を「一縁と多縁」に、「容入」を「摂入」に改めた上で、文章全体を簡潔にしたものとなっている。この『探玄記』での改訂は異体門の相入の解釈に術語を合わせたものであり、「法界縁起章」では異体相入の項では「依一持」、「摂入」が当てられているため、同体相入の項と用語が不一致になっていたことが改められたのである。なお『探玄記』では最後の四句の分別は前に準じることをして終えられている。

⑧ 同体相即義

次に八「同体相即義」は、五の「異体相即義」での解釈と同様に、「法界縁起章」で為されていた「無性一有体」の対応による釈は取られていない。

八同体相即義、謂前一縁所具多一、亦有有体無体義故亦相即。以多一無体由本一成多即一也。由本一有体能作多令一撰多。如一有多空既爾、多有一空亦然。余義余句、並准前思之。
(大正三五・一二四下)

(八に同体相即の義とは、謂く前の一縁に具うる所の多一に、亦た有体無体の義有るが故に亦た相即す。多

一無体なれば本一に由るを以て多即一を成ずるなり。本一有体なれば能く多を作すに由りて一をして多を撰せしむ。一有にして多の空なること既に爾きが如く、多有にして一の空なることも亦た然り。余の義余の句は、並びに前に准じて之を思うべし。）

そして、ここで初めて「法界縁起章」の同体門で用いられていた「本一」の語が用いられている。「法界縁起章」で、この「本一」が使われた内容は次のようなものである。

二諸縁互応門者、謂衆縁之中、以於一縁応多縁故、各与彼多全為其一。是故此一具多箇一。然此多一雖由本一、応多縁故有此多一、然与本一一体無差別、是故名為同体門也。（大正四五・六二〇中）

（二に諸縁互応門とは、謂く衆縁の中、一縁に於いて多縁に應ずるを以ての故に、各、は彼の多の与めに全て其れ一と為る。是の故に此の一は多箇を具うるの一なり。然して此の多の一は本の一に由ると雖も、多縁に應ずるが故に此の多の一有りて、然して本の一と体無差別なりて、是の故に名づけて同体門と為すなり。）

試みにこれを訳してみるならば、次のようになる。

二に諸縁互応門とは以下の意味である。衆々の縁の中で一縁が多縁に應ずることによる故に、各々はその多ということによって全体が一となる。それ故この一は多くの一を具えた一なのである。そしてこの多の一は本の一に由るものであるが、多縁に應ずるといふことの故に存在するのであり、そして本の一と（多の一

と)は体において無差別である故に同体門と名付けられるのである。

多縁と一縁は、多一と本一の対応と同意味のものであり、本一とは、多の一を具えるものとしての一縁と同じ意味のものであることがわかる。

『探玄記』の内容に戻ると、多の一が無体であれば本の一に由るゆえ多即一が成立し、本一が有体であれば(その中に)多を成立させることに由って一撰多となるとして、本一と多一の有体・無体によって多即一、一撰多が示されている。やはりここで初めて「有体―無体」を、「有―空」の関係で捉える解釈が行われている。しかしここでの空は「法界縁起章」の異体相即で示されていた有体 \parallel 有、無性 \parallel 空という対応に於ける、法性、理性を連想させる「空」ではなく、「無体」の謂としてのものであることに注意しなければならない。

⑨ 俱融無礙義

第九の「俱融無礙義」は次のように、異体門に準ずることが示されるのみである。

九俱融無礙義、謂亦同前体用双融、即入自在、亦有六句、准前応知。

(大正三五・一二四下)

(九に俱融無礙の義とは、謂く亦た前の体用双融、即入自在に同じなりて、亦た六句有ることも、前に准じて応に知るべし。)

そしてさらに、以上の同体門に対するまとめの句が置かれている。

如上三門於前第二同体門中辨義理竟。

（同前）

（如上の三門は前の第二同体門の中に於けるものにして義理を辨ずること竟れり。）

⑩ 同異円備義

最後に第十として「同異円備義」が説かれる。

十同異円備義、謂以前九門総合為一大縁起故、致令多種義門同事具足也。

由住一遍応故有広狭自在也。

由就体就用故有相即・相入也。

由一撰多時為顯、令一入多為隱。多撰^①入亦爾。又就用相入為顯、令就体相即為隱。顯入隱亦然。又異門即

入為顯、令同体為隱。同顯異隱亦爾。

又由以異門撰同体中相入義故現微細門也。

由異体相入帶同体相入故有重重無尽帝網門也。

由此大縁起法即無礙法界法門故有託事顯法門也。

由此融通自在、今依此法上所辨時法亦隨此無礙自在故有十世門也。

由此法門同一縁起相帶起故、隨一門必具一切故有主伴門也。

此之一門於前第三門中以辨義理。

上來十義総是縁起相由門竟。

（大正三五・一二四上）

① 「一入」は甲本、乙本に無し

(十に同異円備の義とは、謂く前の九門を以て総じ合して一大縁起と為るが故に、多種の義門をして同事に具足せしむるを致すなり。)

一に住して遍く応ずるに由るが故に広狭自在有るなり。

体に就き用に就くに由るが故に相即・相入有るなり。

一、多を撰する時、顕と為るに由りて、一をして多に入らしむるを隠と為す。多の撰すると一の入ること
も亦た爾し。又た用に就きて相入するを顕と為し、体に就きて相即せしむるを隠と為す。顕と入の隠も亦た
然なり。又た異門の即入を顕と為し、同体をして隠為らしむ。同の顕、異の隠も亦た爾し。

又た異門を以て同体の中に撰する相入の義に由るが故に微細門を現ずるなり。

異体の相入に同体の相入を帯するに由るが故に重重無尽の帝網門有るなり。

此の大縁起の法は即ち無礙法界法門なるに由るが故に託事顕法門有るなり。

此の融通自在に由らば、今、此の法の上に依りて辨ずる所の時法も亦た此に随いて無礙自在なるが故に十世
門有るなり。

此の法門は同一縁起に相い帯して起るに由るが故に、一門に随わば必ず一切を具するが故に主伴門有るなり。

此の一門は前の第三門の中に於いて以て辨ずる義理なり。

上来の十義にて総じて是の縁起相由門竟れり。

第十門は以上九門を総合するものである、とした上で十玄を配当した解釈を行っており、一見すると『華嚴経

『旨帰』の用法を再び取り入れたのかとみえる。しかし『旨帰』では事法と理性の無礙を顕すものとしての「十無礙」が当てられていたのに対して、『探玄記』で説かれる十玄にはこのような意味はない。これについては十玄門の思想形成に関する別稿で詳しく調査する予定であるが、『探玄記』は絶対の事と理事融通(法性融通)のそれぞれが独立した内容を持ったものであって、『旨帰』の十無礙の趣旨とは異なったものである。ゆえに一見すると共通しているように見えるが『旨帰』に於けるものとはその内容が大きく異なったものである。

この箇所は「法界縁起章」には相当する部分が無く、『探玄記』で増補されたものであるゆえ、以下では必要に応じて『旨帰』を対比させて見てゆく。ただし、十無礙と十玄との対比は別稿に譲るため直接その内容には関わらないことにする。なお『旨帰』の「縁起相由力」に於ける十無礙との対応を図で示しておきたい。

〈図四〉『華嚴経旨帰』での縁起相由と十無礙との対応

用に約す有力・無力	相入
体に約す全体の空有	相即
異体相容	微細義
異体相是	隱顕義
同体相入	一多無礙
同体相即	広狭無礙
異体摂同	帝網無礙

現於時中

十世義

縁起無性

性相無礙

相関互摂

主伴無礙

以下、『探玄記』の内容を逐つて行く。

まず「同異円備」とは、以上九門を総合して一大縁起となるゆえに、多種の義門を同事に具足させることを極め尽くすという意味であると述べられる。ここに配当されている「同事具足相應門」は、『文義綱目』と『五教章』では第一に「総」として置かれていたが、それが『旨帰』に至って除去され、『探玄記』で再び取り入れられ、ここでは全体を総じ合する立場に置かれている。本稿は十玄に対する考察ではないので深く立ち入らないが、しかしこのような「同事具足相應門」の扱われ方の流れを見ただけでも、単純に「古十玄」、「新十玄」と規定することや、また法蔵の各著述を並列的に置いて論ずることができないことは明らかである。

第二に「一に住して遍く応ずるに由るが故に広狭自在有るなり」と、住一遍応が「広狭自在無礙門」とされる。第三に「体に就き用に就くに由るが故に相即・相入有るなり」と、体と用が「一多相容不同門」と「諸法相即自在門」の二門に当てられているが、相即が体、相入が用に配されるのは当然であり、『旨帰』でもこれは同様である。

第四に「隱密顯了俱成門」であるが、これには本段で最も多くの文言が当てられ、全体が三段からなっている。第一段は、

一、多を撰する時を顕と為すに由りて、一をして多に入らしむを隠と為す。多の撰すると一の入ることも亦た爾し。

と、一撰多のとき一は顕、多入一のときは隠となり、その逆も同じであるとする。次に第二段は、

又た用に就きて相入するを顕と為し、体に就きて相即せしむるを隠と為す。顕と、入の隠も亦た然なり。

相入するのを顕、相即させるのを隠とし、その逆も同様であるとする。次に第三段は、

又た異門の相入を顕と為し、同体をして隠と為らしむ。同の顕、異の隠も亦た爾し。

と、異門相入が顕、同体が隠とし、その逆も同様であるとしている。

このように、第一段では相入に於ける一と多の関係、第二段では相即（体）と相入（力）との関係、第三段では異体の相即・相入と同体の相即・相入との関係がそれぞれ隠と顕との在り方によって成立していることを説いているが、これと『探玄記』の十玄での「隱密顯了俱成門」の所説（大正三五・一二三下）である「顕と顕とは俱ならず、隠と隠とも並ばず」とを合わせて考察するならば、「有力―無力」、「有体―無体」、「主―伴」の在り方と軌を一にするものであり、この在り方が相即・相入の成立の条件となっていることから、解釈が長くなっている⁽⁶⁾のであろうと思われる。

第五に「又た異門を以て同体の中に摂する義に由るが故に微細門を現ずるなり」と、同体入異体が「微細相容安立門」であるとしている。

第六に「異体の相入に同体の相入を帯するに由るが故に重重無尽の帝網門有るなり」と、同体の相入と異体の相入が一緒になっていることが重重無尽の「因陀羅網法界門」であるとする。

第七に「此の大縁起の法は即ち無礙法界法門なるに由るが故に託事顕法生解門有るなり」とするが、この「託事顕法」の「法」は『探玄記』の十玄での「託事顕法生解門」の釈に拠れば「法界」の謂であり、故に「事に託して法界が生ずる」、法界即事の意であることがわかる。つまりこの一文を試訳するならば、

この大縁起の事法はそのまま無礙法界法門であることによつて託事顕法生解門がある。

となる内容である。

第八に「此の融通自在に由らば、今、此の法の上に依りて辨ずる所の時法も亦た此に随いて無礙自在なるが故に十世門有るなり」、事法として分別される時というものも無礙自在となる故に「十世隔法異成門」があると思われる。

第九に「此の法門は同一縁起に相い帯して起こるに由るが故に、一門に随わば必ず一切を具するが故に主伴門有るなり」と、この法門はそれぞれ共に生起している故に、主・伴の在り方によつて、一門を取り上げれば必ず他の一切を具えているとされる。

最後に「此の一門は前の第三門の中に於いて以て辨ずる義理なり」と、この「同異円備」が先に分類した中の

第三「俱存無礙」の義に相当するものであるとしている。

以上この「同異円備義」の全体を『旨帰』と対比するならば、『旨帰』では同体・異体の相即・相入に十無礙を当てるといふ、固定的な分類を当てはめようとした姿勢であつて、それによつて該当し切れないものが出てきていたのが、ここでは縁起の「多種の義門」が「同時に具足」している中から十の在り方を取り上げて示すといふ、『旨帰』に比して柔軟な対応による説示になっていることが特徴としてわかる。

さて以上で第一「縁起相由故」の解釈が終わるのであるが、その他の九門については、『旨帰』の十由に譲られている。

余門如指帰中説。

（大正三五・一二五上）

（余門は『指帰』の中に説けるが如し。）

本稿の「二、『探玄記』の十由」の〈図二〉で対比したように、名目が必ずしも一致せず、さらに解釈を加えなければならない項目として、七「果徳円極故」があるにも関わらず、ここでその説明を全て譲ることで終わらせていることから、最晩年に急遽、改訂を行っている様子を窺い知ることができよう。『探玄記』での十由に対する改訂は、取りあえず急ぎこの縁起相由だけは行いたいと判断したゆえとみえるが、より積極的⁷⁾にいうならば、この「縁起相由」だけはどうしても改めなければならなかった、ということが考えられる。『探玄記』で行われた改訂は、一つには順列・名目が改められて一項目が変更されたこと、二つには「縁起相由故」の内容が改

められたことであるが、後者の改訂は、一旦、「法界縁起章」を著し、さらにそれに改訂を加えるという、短い間に改訂を重ねた作業と見受けられる。ではなぜ、『探玄記』で『三宝章』の「十世章」や「三宝章」に解釈を譲るとしているのと同様に、「法界縁起章」に譲るとできず改訂を加えたのであろうか。これについては章を改めて考察していきたいと思う。

※以上の考察に基づいて『探玄記』に於ける法藏の思想的立場を考察していくことになるが、すでに規定の文字数を超えているため、その考察と結論については、縁起相由の思想形成に対する一連の論考に対する総括と併せ、機会を改めて発表することとしたい。

【註】

(1) 『無限の世界観〈華嚴〉』第三章「華嚴思想の至境」に於いて、「華嚴思想の究極は法界縁起である。」(一一五頁。文庫一三七頁)。「華嚴の法界縁起は無尺縁起である。」(一二三頁。文庫一四六頁)。縁起相由は無尺縁起を可能ならしめる根拠であり、無尺縁起成立の基礎である(一二八―一二九頁。文庫一五三頁の抜粋)とされている。

(2) 本攷は「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究―『華嚴五教章』篇(上)」(『桜文論叢』六八卷、二〇〇七年二月)、「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究―『華嚴五教章』篇(下)及び『華嚴經文義綱目』篇」(同、七〇卷、二〇〇八年一月)、「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究(第二)―『華嚴經旨帰』篇」(同、七八卷、二〇一〇年一月)、「法藏華嚴思想に於ける縁起相由の研究―「法界縁起章」篇」(同、八一卷、二〇一一年十二月)に連続した考察である。

なお、本稿で用いる『華嚴經探玄記』の原文は底本に大正藏經三五卷所収のものを用い、甲本、乙本との校異はその脚註に記されるものであるが、加えて『大日本統藏經』第一輯、第四套、第一冊に収められるものとの校異も記した。また、『華嚴五教章』の引用については和本を用いた鎌田茂雄氏の『華嚴五教章』を使用し、参考として大正藏經四五卷の頁数を記すことにする。

- (3) この名称は巻頭の列名中に於いては「文義の分齊を辨ず」(大正三五・一〇七中)とされている。
- (4) 註(1)の「法蔵華嚴思想に於ける縁起相由の研究(第二) — 『華嚴經旨歸』篇」参照。
- (5) 坂本幸男氏は十由の中で、「なかならず最も論理的に構成せられているのは縁起相由の構造であり、しかも法界縁起章より『探玄記』の方がより一層整っている」(『大乘仏教の研究』五〇頁)とされている。
- (6) 小林實玄氏は「なお、このうちの隠頭の解釈、即ち一と多との隠頭、体と用、即と入、異と同、等の隠頭の理論は、さきの相由・不相由、待縁・不待縁、有体無体・有力無力等の縁起の論理以外にこの「事法」の縁起を成立せしめるための重要な論理として、殊に注意すべきものである」と解釈されている(「法界縁起の研究 序説」二〇頁上)。
- (7) 湯次了栄氏は「賢首は縁起門を以て主となすがゆえ、縁起相由の一門を殊に詳しく説明し、他の九門を略せり」(『華嚴大系』四八二頁)と説明されている。

【参考文献】

- 鎌田茂雄 『中国華嚴思想史の研究』 東京大学出版会、一九六五年三月
- 同 『無限の世界観〈華嚴〉』 角川書店、一九六九年一月(角川文庫、一九九六年十月)
- 同 『華嚴五教章』 仏典講座二八、大蔵出版、一九七五年五月
- 川田熊太郎・中村元編著 『華嚴思想』 法蔵館、一九六〇年二月
- 木村清孝 『初期中国華嚴思想の研究』 春秋社、一九七七年一〇月
- 同 『人物中国の仏教法蔵』 大蔵出版、一九九一年七月
- 同 『中国華嚴思想史』 平楽寺書店、一九九四年三月
- 坂本幸男 『華嚴教学の研究』 平楽寺書店、一九五六年三月
- 同 『大乘仏教の研究』、大東出版社、一九八〇年九月
- 湯次了栄 『華嚴大系』 龍谷大学出版部、一九二三年八月増訂三版
- 吉津宜英 『華嚴一乗思想の研究』 大東出版社、一九九一年七月
- 鍵主良敬 『華嚴經探玄記解題』 『国訳一切経、和漢撰述部、経疏部十、華嚴經探玄記』、大東出版社、一九八四年四月
- 鎌田茂雄 「中国の華嚴思想」 講座東洋思想6 『仏教思想』 II、第四章、東京大学出版会、一九六七年八月
- 同 「法界縁起と存在論」 講座『仏教思想』 第一卷(存在論・時間論)、第三章、理想社、一九七四年四月

小林實玄「法界縁起の研究序説」『南都仏教』一九、一九六六年一二月

同 「華嚴法蔵の事伝について」『南都仏教』三六、一九七六年七月

館野正生「『文義綱目』と『探玄記』」との対比より見た法蔵教学の推移」『仏教学年報』駒澤大学大学院、一九九五年五月

「法蔵撰『華嚴經文義綱目』の研究」『印度学仏教学研究』四七・一、一九九八年一二月

「法蔵撰『法界縁起章』の研究」『南都仏教』七四・七五、一九九七年一二月

※本稿の初校直前に櫻井唯氏による「法蔵撰『華嚴經探玄記』の成立に関する一考察——『文義綱目』との比較を通して——」（『論叢アジアの文化と思想』第二七号、二〇一九年一月）が刊行された。ここで櫻井氏は、『文義綱目』は初期に著された『探玄記』からの抜粋によって作られたものであること、『探玄記』はその後、改訂され続けたが、『探玄記』の懸念である卷一は、随文解釈である卷二以降と比して大きな改定が加えられていることなどについて、対照表を掲載し両書を詳細に比較検討することによって明確にされ、『探玄記』成立に関する研究の大きな進展を示されている。